

都市整備局ホームページバナー広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、都市整備局のホームページにバナー広告枠を設け、次のとおり募集します。

1. 募集ページ

都市整備局ホームページ

募集ページ一覧

ページ名	掲載料金 (1月・1枠)	アクセス実績 (件/月)
都市整備局トップページ 大阪市都市整備局：トップページ (osaka.lg.jp)	5,000 円	約 3,100
市営住宅への入居 大阪市：市営住宅への入居 (...>住まいを借りる>市営住宅) (osaka.lg.jp)	2,000 円	約 14,700
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の概要 大阪市：大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の概要 (...>住まいを買う・建てる>金銭的支援) (osaka.lg.jp)	2,000 円	約 8,500
大阪市営住宅(公営住宅・改良住宅)の随時募集 大阪市：大阪市営住宅(公営住宅・改良住宅)の随時募集 (...>住まいを借りる>市営住宅) (osaka.lg.jp)	2,000 円	約 7,100
市営すまいりんぐ(子育て応援型)・市営すまいりんぐ・市営特定賃貸住宅・市営再開発住宅(地域リノベーション住宅)・市営再開発住宅の随時募集 大阪市：市営すまいりんぐ(子育て応援型)・市営すまいりんぐ・市営特定賃貸住宅・市営再開発住宅の随時募集 (...>住まいを借りる>市営住宅) (osaka.lg.jp)	2,000 円	約 2,300
工事請負契約に関する提出書類(建築・建築設備関連) 大阪市：工事請負契約に関する提出書類(建築・建築設備関連) (...>都市整備局>入札・契約のお知らせ) (osaka.lg.jp)	2,000 円	約 900
土地区画整理・市街地再開発 大阪市：土地区画整理・市街地再開発 (...>土地区画整理・市街地再開発>土地区画整理事業) (osaka.lg.jp)	2,000 円	約 300
生きた建築ミュージアム・大阪セレクション 大阪市：生きた建築ミュージアム・大阪セレクション (...>住宅施策>建築物等を活かした都市・地域魅力の創出) (osaka.lg.jp)	2,000 円	約 1,000

・この広告には、大阪市広告事業協力広告代理店制度が適用されます。協力広告代理店が本市に納付する広告料は、上記の額から市に定める料率により算定した額を控除した額とします。

・アクセス件数については、令和5年1月～令和5年12月の月平均です。

なお、上記アクセス数については参考であり、アクセス件数を保証するものではありません。

2. 広告枠数

各ページ6枠程度

3. 広告掲載期間

令和7年3月31日まで

- ・広告を掲載する期間は1ヶ月単位で募集しますので、掲載希望者は掲載期間を指定できます。なお、申込順位により希望に添えない場合があります。
- ・メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含まれます。
- ・バナー広告の掲載位置については指定できません。

4. バナー広告の規格

- ・縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
- ・ファイル形式 GIF (アニメ可)、JPEG、PNG
- ・データ容量 15KB 以内
- ・画像を変化又は移動させる場合は、目への負担が大きくなるように、光感受性発作を誘発させないようにしてください。
- ・バナー広告は、申込者の負担で作成してください。

5. 掲載できない広告

都市整備局ホームページバナー広告掲載要領(下記参照)第2条及び第3条に基づき、大阪市広告掲載要綱第4条の各号に該当するもの。

また、大阪市税滞納者の広告は掲載できません。

6. 申込方法

(1) 都市整備局ホームページバナー広告掲載申込書をダウンロードして、必要事項を記入してください。

(2) 都市整備局ホームページバナー広告掲載申込書を大阪市都市整備局総務部総務課までお送りください。

〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20

大阪市都市整備局総務部総務課 宛

申込締切日は、掲載希望月の前月15日とします。ただし、令和6年4月掲載分については、令和6年3月22日までとします。（締切日が土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は、その前日等の直近の開庁日とします。）

- (3) 大阪市都市整備局から掲載若しくは非掲載の決定通知を送付します。
申込者が多数の場合は先着順により決定します。掲載希望期間が重複する場合は調整させていただくことがあります。
- (4) 掲載決定通知を受け取られたら、指定された期間までに納入通知書にて広告料金を納めていただき、バナー画像のデータを提出してください。
- (5) 契約期間中、バナー広告を掲載します。

※申込にあたっては、下記の都市整備局ホームページバナー広告掲載要領及び都市整備局ホームページバナー広告表現ガイドラインを参照してください。

7. その他

- ・ホームページのレイアウト変更等により、予告なく掲載位置の変更や掲載ページ数の増減が生じる場合がありますのでご了承ください。
- ・広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、市が推奨等をするものではありません。